

前沢いきいきスポーツランド野球場

使用区分				基本使用料	付加使用料
野球場	1時間まで ごとに	入場料を徴 収しない場 合	児童及び生徒	270円	1 会議室を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 2 スコアボードを使用するときは、1試合につき1,100円を徴収する。 3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 4 シャワーを使用するときは、1回につき50円を徴収する。 5 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,300円を徴収する。
			一般	550円	
		入場料を徴 収する場合	児童及び生徒	820円	
			一般	1,650円	

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。